

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月23日

鳥取県立米子西高等学校長 酒井 信彦

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県立米子西高等学校とマレーシア学生との国際交流事業航空券手配等業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

（4）入札方法

入札は紙により行うものであること。

入札書に記載する金額は、本業務の履行に係る費用の総額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の旅行代理及び旅客業に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（5）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立米子西高等学校

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-8512 鳥取県米子市大谷町200番地

鳥取県立米子西高等学校

電話 0859-22-7421

電子メール yonagow-h@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和7年10月23日（木）から同年10月30日（木）の間にインターネットの鳥取県立米子西高等学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/yonagow-h/>）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年10月23日（木）から同年10月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

でとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年11月7日(金) 午前10時 即時開札。

イ 場所

鳥取県米子市大谷町200番地

鳥取県立米子西高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年10月30日(木) 正午までに郵便等又は持参により4の(1)の場所に提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者(以下「最低価格者」という。)を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成にあたり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。